

苫小牧市立地適正化計画（案）に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 令和5年2月6日 ～ 令和5年3月7日 （30日間）

意見提出人数 3人

提出意見件数 3件

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	(原文・ <input checked="" type="checkbox"/> 整理要約 有・ <input type="checkbox"/> 無) 人口減少が進むとしても人の住む場所を集約するのはおかしいのではないか。	現在の市街地規模のまま人口減少が進んだ場合、広範囲で人口密度が低下し、商業や医療などの生活サービス施設の撤退や公共サービス水準の低下などが懸念されます。 将来にわたり、人口密度が確保できる範囲を示し、緩やかな誘導を促すことにより持続可能な都市を形成していく必要があると考えています。	D
2	1	(原文・ <input checked="" type="checkbox"/> 整理要約 有・ <input type="checkbox"/> 無) コンパクトにしなければならない理由は何か。	現在の市街地規模のまま人口減少が進んだ場合、広範囲で人口密度が低下し、商業や医療などの生活サービス施設の撤退や公共サービス水準の低下などが懸念されます。 将来にわたり、人口密度が確保できる範囲を示し、緩やかな誘導を促すことにより持続可能な都市を形成していく必要があると考えています。	E

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
3	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u> ) 居住誘導区域外に住んでデメリットはないのか。	一般居住区域においては、将来の人口密度確保は難しいものの、現状と同様に行政サービスを継続するほか、新規住宅建築の制限や強制的な移住などの規制はありません。	E
4	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u> ) 居住誘導区域外の具体的な規制内容はなにか。	一般居住区域においては、将来の人口密度確保は難しいものの、現状と同様に行政サービスを継続するほか、新規住宅建築の制限や強制的な移住などの規制はありません。	E
5	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u> ) 区域の設定により土地の価格に影響があるのではないか。	本計画は土地利用を規制する制度ではなく、中長期的に自発的な誘導を促すものとなるため、急激な地価変動はないものと想定しており、全国的に計画の策定が進んでいるものの、地価への影響について報告はありません。 地価は様々な要因により変動するものであり、将来的に誘導区域への居住誘導が進むことにより、区域外の地価への影響は否定できませんが、計画策定が直接影響を与えるとは考えておりません。	E
6	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u> ) ウトナイ地区等の東部地域は人口増加していると思うが、沼ノ端駅近辺を都市機能誘導区域にしないのか。	都市機能誘導区域には、全市的な誘客を見込む誘導施設が必要であり、本市においては中心市街地に誘導施設を集約することが望ましいと考えております。 沼ノ端駅周辺は、他の生活拠点となる明德町、日新町、三光町と同様に、食品スーパーや診療所など周辺地域の拠点として必要な機能を維持するため、任意の拠点として設定する考えとしています。	D

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
7	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u> ) 空き地や空き家に対する支援を行うことで、居住誘導区域内への転居を促すことにつながるのではないか。	空き地や空き家の解消は、新たな土地利用や居住誘導につながるものと考えておりますので、引き続き施策の検討を進めてまいります。	C
8	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u> ) 届出に必要な書類や様式が示されるのか。	届出に必要な様式については、本計画の公表時に合わせて『届出の手引き』にて周知していく予定となります。	E
9	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u> ) 届出にどのような効果があるのか。	届出の目的としては、居住誘導区域外の住宅開発や都市機能誘導区域外の誘導施設整備状況を把握することとなります。 区域外での開発を規制する効果はありませんが、届出者に対し、本計画の趣旨を伝え、区域内への居住誘導について説明していきたい考えとしています。	E
10	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u> ) 届出により誘導区域外の開発抑制に効果はあるのか。	届出の目的としては、居住誘導区域外の住宅開発や都市機能誘導区域外の誘導施設整備状況を把握することとなります。 区域外での開発を規制する効果はありませんが、届出者に対し、本計画の趣旨を伝え、区域内への居住誘導について説明していきたい考えとしています。	E

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。